

IV. 食品健康影響評価

3. チリ

(1) 生体牛

① 侵入リスク

BSE リスク国からの生体牛の輸入

チリの生体牛の輸入に関するデータを表1に示す。これらは、チリからの回答書及びBSEリスク国からチリへの輸出に関するデータ(国際貿易統計データベース(一部は各国政府発行の貿易統計))に基づいている。によるBSEリスク国からチリへの輸出に関するデータを基に整理した。なお、表1は各BSEリスク国について加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを示している。

回答書によると、チリは1990年より、BSE症例が報告されている英国及びスイスからの生体牛の輸入を禁止し、1999年には、牛、牛製品または副産物の輸入はBSE非発生国からのみ認めることを規定した。2001年にはデンマークから輸入された牛の処分を行い、2003年には米国・カナダからの牛及び牛製品の輸入を一時停止した。

1986年以降のBSEリスク国からの生体牛は、欧州(中程度汚染国)(デンマーク)から106頭、米国から47頭、カナダから38頭がそれぞれ輸入されている。

一方、貿易統計によると、欧州(中程度汚染国)(デンマーク)から106頭、米国から152頭のチリへの生体牛の輸出があったと記録されている。

BSE リスク国からの肉骨粉の輸入

チリの肉骨粉の輸入に関するデータを表2に示す。これらは、チリからの回答書及びBSEリスク国からチリへの輸出に関するデータ(国際貿易統計データベース(一部は各国政府発行の貿易統計))に基づいている。によるBSEリスク国からチリへの輸出に関するデータを基に整理した。なお、表2は各BSEリスク国について加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを示している。

回答書によると、チリは1990年より、BSE症例が報告されている英国及びスイスからの肉骨粉及び動物性たん白質を含む動物用飼料(魚粉及び家禽ミールを除く)の輸入を禁止した。(1991年にはこの規定を改定し、反すう動物の飼料とすることを目的とした動物性たん白質を含む製品(魚粉及び家禽ミールを除く)の輸入を禁止した。)1999年には、牛、牛製品または副産物の輸入はBSE非発生国からのみ認めることを規定した。

1986年以降のBSEリスク国からの肉骨粉の輸入は、欧州(中程度汚染国)(デンマーク)から55トン、米国から329トン、カナダから6,605トンのチリへの肉骨粉の輸出があったと記録されている。

1 一方、貿易統計によると、英国から2トン、欧州（中程度汚染国）（ドイ
2 ツ・スペイン・イタリア）から19,042トン、欧州（低汚染国）（デンマー
3 ク）から28トン、米国から1,025トン、カナダから5,167トンのチリへの
4 肉骨粉の輸出があったと記録されている。（事実関係については確認中）

6 BSE リスク国からの動物性油脂の輸入

7 チリからの回答書によると、欧州（中程度汚染国）（オランダ、スペイン、
8 イタリア、ベルギー）から346トン、米国から29,762トンの動物性油脂の
9 輸入があったと記載されている。2004年の決議により不溶性不純物の最大
10 含有量が0.15%を超えてはならないと規制されている。また、回答書によ
11 ると、チリでは動物用飼料の原料としての生産あるいは加工はされていな
12 いとの記載がある。

14 輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価

15 チリからの回答書では、輸入実績に書かれた輸入牛頭数又は肉骨粉トン
16 数と、暴露要因となった可能性のある輸入牛頭数又は肉骨粉トン数はが同
17 一であり、ある輸入実績のうちリスク対象外となるものは無かったとして
18 いることからことから、BSE リスク国からのすべての輸入牛及び肉骨粉を
19 リスクの対象とした。

20 動物性油脂に関しては、欧州（中程度汚染国）及び米国より輸入が確認
21 されたが、同時期に輸入された生体牛及び肉骨粉と比較すると動物性油脂
22 のリスクは相対的に低いと考えられること、2004年以降不溶性不純物の最
23 大含有量は0.15%を超えてはならないとされていることに加え、動物用飼
24 料の原料としての生産あるいは加工はされていないことから、侵入リ
25 スクのレベルの評価に影響を及ぼす可能性は低いと考えられた。

1

表1 BSE リスク国からの生体牛の輸入（チリ）

			1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計	
			輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数	
輸入実績※1	英国	回答書												
		貿易統計												
	欧州 (中程度汚染国)	回答書												
		貿易統計												
	欧州 (低汚染国)	回答書					106							106
		貿易統計					106							106
	米国	回答書			38					9				47
		貿易統計			114		38							152
カナダ	回答書	38											38	
	貿易統計													
その他()	回答書													
	貿易統計													
合計	回答書							106	9		0			191
	貿易統計	38		114		144		0		0				258

			1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計	
			頭数	英国 換算	頭数	英国 換算	頭数	英国 換算	頭数	英国 換算	頭数	英国 換算	頭数	
暴露要因と なった 可能性のある 輸入牛	英国													
	欧州(中程度汚染国)													
	欧州(低汚染国)					106	1.06							106
	米国			38	0.00				9	0.00				47
	カナダ		38	0.00										38
	その他()													
合計		38	0.00	38	0.00	106	1.06	9	0.00	0	0.00		191	
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる			

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

貿易統計※2	合計	0	0.00	114	0.00	144	1.06	0	0.00	0	0.00	0	0.00	258
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる			

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある輸入牛については、加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった生体牛頭数は不明であるため、全頭数を暴露要因となった可能性があるとみなしている。

2

3

表2 BSE リスク国からの肉骨粉の輸入（チリ）

			1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計	
			輸入トン数		輸入トン数		輸入トン数		輸入トン数		輸入トン数		輸入トン数	
輸入実績※1	英国	回答書						2						2
		貿易統計												
	欧州 (中程度汚染国)	回答書			1,638				8,527		8,877			19,042
		貿易統計					44							55
	欧州 (低汚染国)	回答書	11				28							28
		貿易統計					329							329
	米国	回答書					602		227		196			1,025
		貿易統計					6,605							6,605
カナダ	回答書					5,167							5,167	
	貿易統計													
その他()	回答書													
	貿易統計													
合計	回答書	11		0		6,978	1.11	0	0.00	0	0.00			6,989
	貿易統計	0		1,638		5,799		8,754		9,073				25,264

			1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計	
			トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	
暴露要因と なった 可能性のある 肉骨粉	英国													
	欧州(中程度汚染国)													
	欧州(低汚染国)		11	0.01			44	0.44						55
	米国						329	0.01						329
	カナダ						6,605	0.66						6,605
	その他()													
合計		11	0.01	0	0.00	6,978	1.11	0	0.00	0	0.00		6,989	
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる			

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

貿易統計※2	合計	0	0.00	1,638	16.38	5,799	0.83	8,754	85.28	9,073	88.77			
			無視できる		低い		無視できる		中程度		中程度			

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある肉骨粉については、加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった肉骨粉量は不明であるため、全トン数を暴露要因となった可能性があるとみなしている。

4

5

6

侵入リスクのレベルの判定評価

チリからの回答書に基づき、侵入リスクのレベルの判定評価を行った結果、生体牛については、1986～1990年は英国換算で0.004、1991～1995年

9

1 は 0.0008、1996～2000 年は 1.06、2001～2005 年は 0.0002、2006 年以降は
2 0 となり、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考えられ
3 た。(貿易統計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合は、1986
4 ～2007 年のすべての期間において、英国換算で 2 未満となり、回答書の数
5 値を用いた場合と同じく、すべての期間において「無視できる」と考えら
6 れた。)

7 肉骨粉については、回答書の数字に基づき侵入リスクのレベルの評価を
8 行った場合、1986～1990 年は 0.01、1991～1995 年は 0、1996～2000 年は
9 1.11、2001～2005 年及び 2006 年以降は 0 となり、すべての期間において
10 「無視できる」と考えられる。(貿易統計では欧州(中程度汚染国)から相
11 当量の輸入があったことが示されており、1986～1990 年は英国換算で 0 と
12 なり「無視できる」、1991～1995 年は 16.38 で「低い」、1996～2000 年は
13 0.83 で「無視できる」、2001～2005 年は 85.28 で「中程度」、2006 年以降
14 は 88.77 で「中程度」と考えられた。) (事実関係については確認中)

15 また、輸入生体牛及び肉骨粉の組み合わせにより生じた全体の侵入リス
16 クは、全ての期間について「無視できる」と考えられた。(表 3)(貿易統
17 計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合は、1986～1990 年は「無
18 視できる」、1991～1995 年は「低い」、1996～2000 年は「無視できる」、2001
19 ～2005 年は「中程度」、2006 年以降は「中程度」と考えられた。)

20 **表 3 侵入リスク(チリ)**

	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-
生体牛	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる
肉骨粉	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる
全体	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる

21
22
23 **② 暴露・増幅リスク国内安定性**

24 **飼料規制**

25 BSE に関連した飼料規制としては、2000 年に反すう動物由来肉骨粉の反
26 すう動物への給与を禁止した。2004 年には、ほ乳動物由来のたん白質の反
27 すう動物への給与を禁止した。

28 代表的な飼料給与方法は、日本とほぼ同じであり、粗飼料や濃厚飼料が
29 給与されている。また、子牛には母乳及び代用乳が与えられる。農場での
30 混合飼育については、養豚・養鶏農家の集約化が進みつつあるが、2007 年
31 現在で牛と豚・鶏の混合飼育は飼養牛全体の 66%で行われている。回答書
32 によると、2001 年以降、反すう動物由来原料を含む肉骨粉は、すべて反す
33 う動物以外の飼料に使用されている。

34 飼料給与に関する規制の遵守状況確認は、農業牧畜省(SAG)が実施主体で
35 あり、農場を巡回して確認している。監査数は直近の 3 年間では、2005 年
36 が 5,518 件、2006 年が 9,087 件、2007 年が 10,084 件となっており、違反

1 数はいずれの年も 0 件である。

2 飼料製造・流通規制実施の遵守状況確認は、SAG が実施し、チェックリ
3 ストを用いて施設での検証を行う。

4 飼料サンプリングに関しては、顕微鏡観察による検査が行われている。
5 また、飼料工場では政府の獣医師が飼料サンプリングを行っている。

6 直近 3 年間の検査では、2005 年が 221 件、2006 年が 171 件、2007 年が
7 88 件となっており、陽性は 2005 年の 1 件のみと記録されており、当該違
8 反への対応としては、顕微鏡を用いた追加サンプルの検査や、施設に対し
9 報告を求める等の措置が行われた。

10 11 **SRM の利用実態**

12 SRM は、2005 年の農業牧畜局(SAG)発布の決議 No. 5338 において「月齢
13 30 ヶ月齢以上の反すう動物の脳、小脳、眼、扁桃、脊髄及び脾臓、また、
14 すべての月齢の牛及び羊の回腸末端部」と定義されている。せき柱は、チ
15 リでは SRM として定義されていない。SRM とみなされた臓器またはその廃
16 棄物は、家畜用飼料の加工に使用することは禁止されている。

17 SRM の利用実態に関する情報は得られていない。(SRM を定義する前も
18 含めた利用実態は確認中) また保健省は、2006 年 2 月 4 日に食品衛生法を
19 改正し、月齢 30 ヶ月齢以上の反すう動物の脳、小脳、眼、扁桃、脊髄、
20 脾臓及び回腸などの人による摂取を禁止した。

21 22 **レンダリングの条件**

23 レンダリング条件に関しては、2001 年より反すう動物由来のたん白質を
24 含む飼料の産業用加工における予防的衛生措置が設定され、原材料の粒子
25 の大きさを 50mm に粉碎した後 133℃/20 分/3 気圧の加熱処理を行うことが
26 定められている。

27 レンダリング規制実施の遵守状況の確認は、SAG によって行われており、
28 2003 年は 12 件、2004～2007 年は毎年 180 件の検査を行っている。違反は
29 2006 年に 2 件見つかっており、違反内容は、設定された処理条件の非遵守
30 (主に前処理粉碎の寸法に関する違反) となっている。

31 32 33 **交差汚染防止対策**

34 飼料製造施設に関しては、2001～2005 年のデータでは 57 施設すべてが
35 専用施設(特定の家畜の飼料のみを生産している施設)であった。2006 年
36 以降のデータでは、76 施設(約 84%)が専用施設、14 施設(約 16%)が混
37 合施設(反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料の両方を生産している
38 施設)である。なお、混合施設 14 施設中 9 施設ではライン分離が行われて

おり、残りはライン洗浄による交差汚染防止措置が講じられている。
 レンダリング施設に関しては、2006年以降のデータによると、原料に反すう動物由来のものを含む専用施設が7施設、原料に反すう動物由来のものを含まない専用施設が3施設となっている。

その他

チリでは、これまでTSEの症例は検出されていない。

暴露・増幅リスク国内安定性の評価

チリからの回答書に基づき、~~暴露・増幅リスクのレベル~~国内安定性の評価を行った結果、1986～2000年は「暴露・増幅する可能性が高い」、2001年は「暴露・増幅する可能性が中程度」、2002～2004年は「暴露・増幅する可能性が低い」、2005～2007年は「暴露・増幅する可能性が非常に低い」と考えられた。(表4、表5)

表4 暴露・増幅リスク国内安定性の評価の概要 (チリ)

項目	概要
飼料給与	2000年 反すう動物由来のたん白質の反すう動物への給与禁止。 2004年 ほ乳動物のたん白質の反すう動物への給与禁止。
SRMの利用実態	・利用実態の詳細は不明 ・2005年の決議において、SRMを「月齢30ヶ月以上の反すう動物の脳、小脳、眼、扁桃、脊髄および脾臓、また、すべての月齢の牛および羊の回腸遠位部」と定義し、家畜用飼料への利用を禁止。(せき柱はSRMとして定義されない) ・2006年より、SRMのヒトによる摂取禁止。
レンダリングの条件	2001年に、原材料の大きさを50mmに粉碎後、133℃/20分/3気圧の処理を行うことが定められている。
交差汚染防止対策	飼料製造施設では、2006年以降のデータによると、14施設中9施設でライン分離、残りの5施設ではライン洗浄を行っている。 レンダリング施設は、2001年以降すべて専用施設となっている。

表5 暴露・増幅リスク国内安定性の評価のまとめ（チリ）

	飼料給与の状況	SRMの利用、レンダリングの条件、交差汚染防止対策等	暴露・増幅する可能性
1986～2000年	特に規制無し		高い
2001年			中程度
2002～2004年	反すう動物由来たん白質→反すう動物への給与禁止	・2001年より133℃/3気圧/20分/50 mmでのレンダリング処理を規定	低い
2005年～	ほ乳動物由来たん白質→反すう動物への給与禁止	・2005年よりSRMは他の臓器や組織から切り離し、化学薬品で変性し焼却処分するか、埋め立て処理場へ搬出することが決められている	非常に低い

③ サーベイランスによる検証等

母集団の構造

チリからの回答書によると、1996年におけるチリの牛の飼養頭数は、肉用牛が約152万頭、乳用牛が約62万頭、種畜牛（雄）が約2万頭の計216万頭となっている。また、チリ統計院(INE)農業牧畜調査によると、2007年の牛の飼養頭数は約372万頭となっている。

サーベイランスの概要

チリでは、1996年から高リスクの牛及び羊を対象にしたパッシブサーベイランスが開始され、サーベイランス計画に沿って各州のサンプルサイズを決定し、と畜場で処理された家畜についてサンプリングが実施された。

2004年以降、BSEに合致する症状を示す症例の通報、ならびに対象家畜群の明確化を重視するアクティブサーベイランス計画が設定され、伝達性海綿状脳症に合致する神経症状のある月齢30ヵ月超の家畜群、輸送中に死亡した家畜、緊急と畜された家畜、急性または慢性疾患を罹患している疑いのある家畜など、BSEに感染している可能性が相対的に高い家畜を中心にサンプリングが行われた。

チリのサーベイランスは、OIEの規則と勧告に基づいて行われており、動物の分類は、OIEの陸生動物衛生規約付録3.8.3「BSEサーベイランス」第3.8.4.2条「牛母集団の説明」の定義と同様である。サンプリングの対象となるのは農場とと畜場で、農場では、「死亡牛」及び「臨床的に疑われる牛」のBSEサンプルを入手すること、と畜場では「不慮の事故によると畜牛」及び「通常と畜牛」と定義される個体のサンプルを入手することに重点が置かれている。

サンプル採取は、技術の研修を受けている政府もしくは民間の獣医師により行われる。スクリーニング検査は2005年よりELISA法を用いて行われており、確認試験は病理組織学（1996年より）及び免疫組織化学的検査法（2001年より）で行われている。検査機関は、一次検査、確認検査ともに公立の1ヵ所のみである。

サーベイランス実施頭数に関しては、1996年～2004年までは2,261頭、2005年～2007年はそれぞれ3,504頭、8,874頭、7,727頭の検査が行われており、これまでにBSE陽性牛は発見されていない。 いる。 なお、直近7年間のサーベイランス結果について、OIEで利用されているポイント制(BsurvE方式)に基づき試算したところ、95%の信頼性で、成牛群の有病率が10万頭に1頭未満であることを示す基準を満たしていると推定された。(表6)

表6 サーベイランスポイントの試算

牛の飼養頭数(1996年)約216万頭※→7年間で300,000ポイント以上必要

サーベイランス実施頭数					
年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
2001	68				68
2001	634			5	639
2003	645		1	11	657
2004	59	1	13	55	128
2005	1,333	578	1,494	99	3,504
2006	736	2,210	5,667	261	8,874
2007	410	1,913	5,289	115	7,727
合計	3,885	4,702	12,464	546	21,597
サーベイランスポイント	(×0.2) 777	(×0.9) 4,232	(×1.6) 19,942	(×750) 409,500	434,451 (目標達成)

*OIEのA型サーベイランスで必要とされるポイント数と、サーベイランスポイントとを比較。

*サーベイランスポイントは、全頭「4歳以上7歳未満」と仮定して計算。

*牛の飼養頭数は、チリ回答書3.1「母集団の構造」に記載された数値を利用し、すべて24ヵ月齢以上とみなして計算した。

BSE 認知プログラム

チリでは1996年以降、BSE認知プログラムが存在している。疾病の臨床的検出の普及や、試験目的のサンプル採取の方法に焦点が置かれ、政府獣医師、民間獣医師、畜産従事者、農業学者などを対象に様々な研修プログラムが実施されている。

届け出義務に関しては、1996年にBSEが法定伝染病に指定され、BSE特有の兆候や、興奮、行動、一般状態の変化などの症状を呈する30ヵ月齢以上の成牛について、届出を求めている。

2006年以降、公的獣医師に承認されたBSE疑い例や、農場で死亡あるいは処分された個体には、一定の金額が補償されることに規定となっている。

(2) 食肉及び内臓

① SRM 除去

SRM 除去の実施方法等

SRM除去に関しては、2005年の農業牧畜局(SAG)決議No.5338で、食肉処理工場でのSRMの衛生的な廃棄方法が定められている。SRMは他の臓器や組織から切り離し、化学薬品で変性し、焼却処分するか埋め立て

1 処理場へ搬出することが定められている。(日本向けの除去について確認
2 中)

3 と畜工程において、背割りは一般に行われており、食肉処理工場規則に
4 より、ナイフ、柄、のこぎり及びその他の道具に 82℃以上の熱湯と消毒液、
5 あるいはこれらの道具を消毒できる他のシステムを使用することが定めら
6 れている。と体枝肉はせき柱の矢状面で切断され、せき髓が除去されてい
7 る。また、枝肉はせき髓除去後に洗浄され、と畜検査員がせき髓片の付着
8 が無いことを確認している。

9 扁桃及び回腸遠位部は、動物用飼料への使用を防止するために、除去後
10 生産ラインから隔離され、変性した後に廃棄される。除去は検査員が確認
11 している。

12 13 **SSOP、HACCP に基づく管理**

14 輸出向け工場では 1999 年以降、国内向け工場では 2006 年以降 HACCP
15 が義務づけられている。(導入施設数は確認中) チリは、国家の BSE 基準
16 により、と体枝肉からの SRM の除去を義務づけており、せき髓の除去に
17 ついては重要管理点 (コントロールポイント) とされている。

18 19 **日本向け輸出のための付加要件等**

20 (追加確認中)

21 22 **② と畜処理の各プロセス**

23 **と畜前検査及びと畜場における BSE 検査**

24 と畜前検査は、公認獣医師の責任下で行われる。動物はすべて、と畜場
25 到着直後もしくはと畜直前に検査を受けなければならない。検査の結果、疾
26 病の疑いがある場合は隔離し、精密検査もしくは観察を行う。と畜場での
27 BSE 検査はサーベイランスの一環として行われており、「不慮の事故によ
28 ると畜牛」及び「通常と畜牛」が対象となる。

29 30 **スタンニング、ピッシング**

31 チリでは、食肉処理工場規則第 7 条 (法規 No.61) で、スタンニング方
32 法を定めており、圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は用
33 いられていない。ピッシングについては、チリのと畜場では行われていな
34 い。

35 36 **③ その他**

37 **機械的回収肉 (MRM)**

38 チリでは、機械的回収肉(MRM)の生産は行われていない。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

トレーサビリティ

チリでは、2004年に牛衛生トレーサビリティプログラムを制定し、2006年にはこれを改正してすべての種の家畜に関する情報を記録する衛生トレーサビリティプログラムを制定した(PABCO)。全飼育頭数に対する、個体識別により月齢確認可能な牛の割合は、17.67%となっている。

と畜場及びと畜頭数

チリのと畜場数は81施設(2007年)であり、年間と畜頭数は2006年のデータで約95万頭で、内訳は30ヵ月齢以下の健康と畜牛が約66万5千頭で、30ヵ月齢超の健康と畜牛は約28万5千頭となっている。食肉検査官数については、2007年のデータで食肉検査官103名、獣医官95名となっている。輸出向け食肉処理工場には、獣医師1名(チーム長)と、政府獣医官、政府食肉検査官からなり、政府獣医官と政府食肉検査官の数はと畜処理量に応じて変わる。国内消費向け食肉処理工場では、政府獣医検査官1名が任務に当たっている。

輸出向け食肉処理工場は農業牧畜局(SAG)の管轄下であり、違反があった場合は認可の停止、登録からの抹消、罰金の適応などがある。また、国内向け食肉処理工場は保健省(MINISAL)の管轄下であり、違反発見時の対応としては施設の停止や閉鎖がある。

⑤食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性の評価

チリからの回答書に基づき、食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性の評価を行った結果、リスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と考えられた。(表7)

表7 食肉の評価の概要（チリ）

		措置内容	判定
SRM除去の 実施状況等	SRMの定義	○30カ月齢以上の反すう動物の ・大脳 ・小脳 ・眼 ・せき髄 ・扁桃 ・脾臓 (せき柱はSRMではない) ○全月齢の牛および羊の ・回腸末端部 (2005年SAG決議 No.5338) また2006年 ヒトによるSRM摂取の禁止令を発令	SRMを法律等（せき柱は任意の措置）（実施方法等◎）に基づき除去している
	SRMの除去	上記のSRMを除去し、化学薬品で変性し、焼却処分か埋め立て処理場へ搬出 (せき柱はSRMではない)	
	実施方法等	背割り鋸の1頭ごとの洗浄？（追加確認中）	
		適度な水圧のある水でせき髄除去後の枝肉を洗浄 枝肉へのせき髄片の付着は、と畜検査員が確認 日本向け輸出施設ではHACCP及びSSOPを導入	
と畜場での検査 スタンニング ピッシング	と畜場での検査	公認獣医師の責任下で行われ、異常が疑われる個体は隔離される。	○
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	実施していない	
	ピッシング	実施していない	
MRM		製造していない	
日本向け輸出のための付加要件等		追加確認中	
家畜衛生条件			
通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導		BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導	
リスク低減措置の評価		リスク低減効果 非常に大きい～大きい	

1 (3) 総合評価

2

3

4